

改正案	現行
<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五</p>	<p>（臨時報告書の記載内容等） 第十九条（略）</p> <p>2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>一 提出会社が発行者である有価証券（新株予約権付社債券（株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この条において同じ。）以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。）、預託証券（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。）、及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。）の募集（五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。）又は売出し（法第二条第四項に規定する売出しのうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五</p>

十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合（当該募集又は売出しに係る有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出しが、本邦以外の地域と並行して本邦において開始された場合であつて、その本邦における募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類に本邦以外の地域において開始された募集又は売出しに係る次に掲げる事項を記載したときを除く。） 次に掲げる事項

イ～ワ (略)

二～十九 (略)

3
3
11 (略)

十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る。以下この号及び第四項において同じ。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものが本邦以外の地域において開始された場合 次に掲げる事項

イ～ワ (略)

二～十九 (略)

3
3
11 (略)

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (32) 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(31) (略) (32) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 a 最近日現在において連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。以下(32)において同じ。）が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。 b 最近日現在における連結会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。 (33)～(41) (略) (42) ライツプランの内容 a 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (43)～(87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (32) 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(31) (略) (32) 対処すべき課題 最近日現在における連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(33)～(41) (略) (42) ライツプランの内容 a 「第二部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (43)～(87) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【対処すべき課題】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (38) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第四部～第七部 (略) (記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) <u>経営方針、経営環境及び対処すべき課題等</u> a <u>最近日現在において提出会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合には、当該経営方針・経営戦略等の内容を記載すること。また、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等がある場合には、その内容について記載すること。</u> b <u>最近日現在における提出会社の経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</u> なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 c <u>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。</u> (39)～(59) (略)</p>	<p>第二号の五様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) 3 【対処すべき課題】 (38) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第四部～第七部 (略) (記載上の注意) (1)～(37) (略) (38) <u>対処すべき課題</u> <u>最近日現在における事業上及び財務上の対処すべき課題について、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。</u> なお、基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 (39)～(59) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の六様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【対処すべき課題】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号の七様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第二号の七様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【対処すべき課題】</u> 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (12) 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(11) (略) (12) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (略) (13)～(21-2) (略) (22) ライツプランの内容 a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (23)～(66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (12) 4～7 (略) 第3～第7 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(11) (略) (12) 対処すべき課題 (略) (13)～(21-2) (略) (22) ライツプランの内容 a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (23)～(66) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (18) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(17) (略) (18) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (略) (19)～(46) (略)</p>	<p>第三号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (18) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(17) (略) (18) 対処すべき課題 (略) (19)～(46) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 4～7 (略) 第3～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第四号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部 【企業情報】 第1 (略) 第2 【事業の状況】 1・2 (略) 3 【対処すべき課題】 4～7 (略) 第3～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) (略) (b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。（c）及び（g）において同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下(b)において同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等について重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容。 (c) 当四半期連結累計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。 (d) (略) (e) (略) (f) (略) (g) (略) b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）の末日現在において判断したものである旨を記載すること。 (10)～(37) (略)</p>	<p>第四号の三様式 【表紙】 【提出書類】 四半期報告書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（次に掲げるもののほか、例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。ただし、当四半期連結会計期間が、(23)により「第4 経理の状況」において四半期連結キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、(28)により「第4 経理の状況」において四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げた四半期会計期間以外の四半期会計期間）である場合には、キャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載を要しない。 (a) (略) (新設)</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社（四半期連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項。 (c) (略) (d) (略) (e) (略) (f) (略) b (略) c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。 (10)～(37) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (11) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (11) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間。b及びcにおいて同じ。）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社。bにおいて同じ。）が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下aにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。 b 当中間連結会計期間において、連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。 (11-2)～(17-2) (略) (18) ライツプランの内容 a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (19)～(46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (11) 4～7 (略) 第3～第6 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(10) (略) (11) 対処すべき課題 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、連結会社（中間連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(11-2)～(17-2) (略) (18) ライツプランの内容 a 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、「ライツプランの内容」の欄に記載すること。なお、「(2) 新株予約権等の状況」の記載と重複している場合には、その旨のみを記載することができる。 b (略) (19)～(46) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (13) 4・5 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 a 当中間会計期間において、提出会社が経営方針・経営戦略等若しくは指標等（経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等をいう。以下aにおいて同じ。）を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等若しくは指標等に重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等若しくは指標等を定めた場合には、その内容を記載すること。 b 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当中間会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載すること。 (14)～(30) (略)</p>	<p>第五号の二様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1 (略) 第2【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (13) 4・5 (略) 第3～第5 (略) 第二部・第三部 (略) (記載上の注意) (1)～(12) (略) (13) 対処すべき課題 当中間会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。 なお、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている会社については、会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項を記載すること。 (14)～(30) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改正案	現 行
<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (37) 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(36) (略) (37) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (略) (38)～(42) (略) (43) 株式の総数等 a～e (略) f 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。 (44)～(69) (略)</p>	<p>第七号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部 (略) 第二部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (37) 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第三部・第四部 (略) (記載上の注意) (1)～(36) (略) (37) 対処すべき課題 (略) (38)～(42) (略) (43) 株式の総数等 a～e (略) f 「第二部 企業情報」の「第3 事業の状況」の「3 対処すべき課題」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、aにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。 (44)～(69) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【発行者情報】 第1・第2 (略) 第3 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</u> 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第七号の四様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>第一部・第二部 (略) 第三部 【発行者情報】 第1・第2 (略) 第3 【事業の状況】 1・2 (略) <u>3 【対処すべき課題】</u> 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第四部～第六部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (19) 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(18) (略) (19) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (略) (20)～(48) (略)</p>	<p>第八号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (19) 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略) (1)～(18) (略) (19) 対処すべき課題 (略) (20)～(48) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) <u>3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】</u> 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>	<p>第九号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) <u>3【対処すべき課題】</u> 4～7 (略) 第4～第9 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (略)</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 (14) 4～7 (略) 第4～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (略) (15)～(34) (略)</p>	<p>第十号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>第一部【企業情報】 第1・第2 (略) 第3【事業の状況】 1・2 (略) 3【対処すべき課題】 (14) 4～7 (略) 第4～第8 (略) 第二部 (略) (記載上の注意) (1)～(13) (略) (14) 対処すべき課題 (略) (15)～(34) (略)</p>